

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導要領を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ①一人1台端末や電子黒板等のICT機器を活用、学習指導の工夫を推進するとともに教員の授業力向上を図る。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して、生徒の各教科の特質に応じた資質・能力を育成する。
- ②校内研究のテーマ「学習意欲を高めるための個に応じた学習指導の工夫についての研究」の取組内容や1単位時間の学習活動（「学習のねらい」「授業の見通し」「振り返り」）の提示等を通して、ユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりを推進する。
- ③ALTを活用し、「話す」「聞く」技能の向上を目的とした指導の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図る。さらに、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を活用し、生徒の「話す」能力の向上及び学習指導の工夫・改善を図る。
- ④数学、外国語による習熟度別少人数指導を通し、生徒一人一人の学習意欲の向上とニーズに合った指導・支援を提供し、個に応じた学習を進め、基礎的及び発展的な力を身に付けられるようにする。
- ⑤東京都統一体力テスト等の結果分析をもとに、瞬発力・巧緻性等の体力向上を図るために一校一取組運動の充実を図る。

イ 特別の教科 道徳

- ①人権教育の全体計画に基づき、人権教育プログラムを活用して教職員の人権意識を高める。また、教育活動全体を通して人権教育の充実を図り、自他を尊重し認め合う精神の育成を推進する。
- ②道徳教育推進教師を中心として「生命の尊さ」をテーマにした道徳授業地区公開講座及び意見交換会を開催し、保護者や地域と連携、協力しながら生徒の道徳性を育成する。また、授業における対話的な学びを充実させ、道徳的実践力を育成する。
- ③道徳的な課題を一人一人の生徒が自分事として捉え、道徳的価値について深く考えることができる授業づくりを推進する。

ウ 総合的な学習の時間

- ①自らの生き方や「地域調査」「職業調べ」「職場体験」「校外学習」「伝統文化」「進路学習」等のテーマについて、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントを編成し、地域人材や立川市の施設等の地域資源を有効に活用した体験的かつ探究的な学習を行う。
- ②小学校との系統性を踏まえた学習活動を設定し、問題解決能力や情報発信能力等の資質・能力を育成する。

エ 特別活動

- ①集団による諸活動や諸行事を通して、充実感や達成感を体験させるとともに豊かな人間関係を育み、集団の一員としての所属感をもたせ、自己有用感や誇りを高める。
- ②話し合い活動を中心とした学級活動や生徒会活動の充実を図り、生徒の自治能力と自主自立の精神を育成する。

オ 立川市民科

- ①地域に根ざした探究的な学習を通して、地域の特色や課題を発見し、立川の未来や持続可能な街づくりに向けて主体的に考え行動しようとする生徒を育成する。
- ②地域に対する関心・意欲に基づき、「立川巡り」「職業体験」「立川興し」等の多様な学習を通して市民性を育成する。

(2) 特色ある教育活動

- ①「学校公開（年3回）」「英語検定、漢字検定対策を含めたスタディールーム」「朝読書などの読書活動」を通して、基礎的な学習内容の定着や学習意欲・学習環境の向上を図る。
- ②オリンピック・パラリンピック教育として実施してきた諸活動を社会科、保健体育科等の学習と関連付け、学校2020レガシーとして継続・発展させ、日本人としての自覚と誇り、ボランティアマインドを身に付けさせる。
- ③生涯学習推進センターや社会福祉協議会と連携を図り、地域人材による講師、外部指導員や学生ボランティア等の市民力を積極的に活用することを通して、授業中の個別支援や補習教室、部活動等の充実を図る。
- ④中学校生活を円滑に過ごせるように、校区の小学校との体験授業や交流活動等を通して小中連携教育の推進を図る。

(3) 生活指導

- ①基本的な生活習慣と規範意識の確立のために、「早寝、早起き、朝ご飯」「身だしなみ」「掃除」「挨拶」「時間」「言葉遣い」などのキーワードを活用し、自己指導能力を身に付けさせ、規律ある学校生活の実現に全校で取り組む。
- ②「学校危機管理マニュアル」による安心・安全な学校を最優先におく。また「問題行動へのガイドライン」に基づく適切な対応により、問題行動に対して毅然とした組織的な対応を図る。
- ③いじめ防止対策推進法を踏まえた学校いじめ防止基本方針により、日常的にいじめ問題への未然防止・早期発見・早期対応の徹底を図る。また、ふれあい月間やいじめ解消・暴力根絶旬間において、アンケートや全校道徳を実施し、いじめに対する取組を強化する。
- ④「人権教育プログラム」等を活用した教員研修を実施し、教職員一人一人の人権感覚を磨き、人権意識を高め、信頼関係の構築を基盤にした生徒の気持ちに寄り添った指導を徹底する。
- ⑤不登校生徒や特別な支援を要する生徒に対して、「学校生活支援シート」「個別指導計画」「登校支援シート」を作成し指導に生かす。さらに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援委員会の機能を生かし、スクールカウンセラー、巡回指導員、スクールソーシャルワーカー、立川市学校支援員等と連携し、生徒及び家庭への支援体制を整備、強化する。
- ⑥「スプリングスペース」の機能を充実させ、不登校生徒や特別な支援を要とする生徒の居場所及び安心して学習できる場を確保する。また、学校支援員等と連携し、生徒とのつながりをつくる。
- ⑦不審者対応訓練、自然災害等も含む様々なケースを想定した実践的な避難訓練、安全指導を実施し、災害安全、生活安全、交通安全についての知識・技能を身に付けられるようにする。
- ⑧外部講師を招聘したセーフティ教室や薬物乱用防止教室等の実施や「安全教育プログラム」を活用した学習を通して、非行防止及び犯罪被害防止教育の充実を図る。

(4) 進路指導

- ①3年間を見通した計画的・系統的・継続的なキャリア教育を推進し、生徒自身が自分の能力や適性を理解し、自尊感情をもち主体的に進路選択ができる力を育成する。
- ②「職業調べ」や「立川シビックプライド」「職場体験学習」等の体験的な学習を充実させ、社会人として望ましい勤労観や職業観を育む。
- ③「立川夢・未来ノート」を計画的に活用する。生徒が考えたことを記録しそれを振り返る活動を通して、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を育成する。